

香芝市上下水道事業告示第10号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき下記のとおり公示します。

なお、関係図書は令和3年10月29日から11月12日まで、香芝市上下水道部下水道課に備え置いて公衆の縦覧に供します。

令和3年10月29日

香芝市上下水道事業の管理者の権限を行う市長
香芝市長 福岡憲宏

1 公共下水道の供用開始及び下水の処理を開始する年月日

令和3年11月15日

2 公共下水道の供用開始及び下水の処理を開始する区域

畑1丁目地区の一部、磯壁1丁目の一部

3 供用開始する排水施設の位置

(1) 畑1丁目地区

枝線

管路番号	起点	終点
2094	畑1丁目1771-1	畑1丁目1766-1

(2) 磯壁1丁目地区

枝線

管路番号	起点	終点
2094	磯壁1丁目912-3	磯壁1丁目914-20
2051-3	磯壁1丁目942-10	磯壁1丁目942-9
2051-1	磯壁1丁目942-9	磯壁1丁目908-1
2051-4	磯壁1丁目942-16	磯壁1丁目942-19
2051-2	磯壁1丁目942-10	磯壁1丁目962-4

4 供用開始する排水施設の合流式又は分流式の別

分流式

5 終末処理場の位置及び名称

奈良県北葛城郡広陵町大字萱野533番地

奈良県第二浄化センター